

開発行為に伴う同意又は協議に関する事務処理要綱

平成5年11月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「計画法」という。）、その他の法令の規定に基づく、開発行為に伴う同意又は協議に関する事務処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(同意の申請)

第2条 開発行為を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、消防長に、開発行為に関する公共施設の管理者の同意（協議）申請書（以下「同意申請書」という。）を正副2通提出するものとし、次に掲げる図面等を添付するものとする。

- (1) 開発区域位置図（1/10,000以上）
- (2) 付近見取図（1/2,500以上）
- (3) 地籍図（地図又は図面の原本と等倍）
- (4) 土地利用計画図（1/500以上）
- (5) 消防施設を消火栓とする場合は、水道局の配管図（1/1,000以上）
- (6) 消防施設を防火水槽とする場合は、防火水槽の位置図及び構造図、二次製品の場合は型式認定証の写し
- (7) 横断図（道路敷きに設ける防火水槽）

2 同意申請書を受理したときは、開発行為同意申請書整理表（第1号様式）に記載し、整理番号を付すものとする。

(同意書の交付)

第3条 消防長は、同意申請書を受理したときは、次に掲げる事項について審査し、この要綱に定める基準に適合しているときは、開発行為施行に関する同意書（第2号様式。以下「同意書」という。）を申請者に交付するものとする。

なお、申請書が提出される前に協議を行う場合についても当該事項について協議し、協議内容を開発計画事前協議報告書整理表（第3号様式）に記載するとともに、開発計画事前協議報告書（第4号様式）により警防課長に報告するものとする。

- (1) 消防施設の設置基準（別表。以下「設置基準」という。）による消防施設の設置又は設置の免除について
- (2) 設置される消防施設の種類及び個数
- (3) 設置される消防施設の維持及び管理について
- (4) 消防施設及び用地の帰属時期、方法、手続等について
- (5) 設置される消防施設の管理及び帰属等に関する協定書の締結について
- (6) 開発道路、空地、防火対象物等の配置等、警防活動上必要な事項について

2 消防機関の同意を必要としない開発行為で、開発区域の規模、形状、周辺の状況及び予定建築物の用途等を勘案し、警防活動が極めて困難であると消防長が認めたときは、申請者に、消防施設及び開発道路並びに警防活動上必要な空地等について、有効な措置を講じるよう要望するものとする。

（設計変更等の取扱い）

第4条 申請者から、前条の同意書の交付後に開発行為に関しての変更が生じた場合、原則として同意書を回収し、あらためて同意申請書を提出させるものとする。ただし、変更事項が軽微であり、警防活動上支障がないと消防長が認めた場合は、変更しようとする事項を修正した図面を2部提出させるものとする。

2 前項ただし書の事務処理については、図面に「受付印」を押印し、同意番号を記入して、1部を申請者に返却し、1部は当該同意申請書に編綴するものとする。

（工事の着手及び検査）

第5条 申請者から消防施設工事着手届出書（第5号様式）が提出されたときは、工事施工に関する必要事項を指示するものとする。

2 工事施工者から中間検査の申出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

3 申請者から消防施設完成検査申請書（第6号様式）が提出されたときは、速やかに検査を行うものとする。

なお、設置される消防施設が防火水槽であるときは、申請書に検査工程写真を添付させるものとする。

(中間検査)

第6条 中間検査は、消火栓にあつては1回、防火水槽にあつては、基礎碎石検査、基礎コンクリート検査、据付け・防水加工検査、水張り状況検査及び漏水検査の5回とし、設置基準に規定するもののほか、次に掲げる事項について、検査するものとする。

(1) 消火栓

- ア 位置の確認
- イ 本体下の粒度調整碎石の状況
- ウ 消火栓の枠と本体の位置関係
- エ 消火栓の枠の構造及び組立の状況
- オ 金具及びバルブの良否
- カ 補修弁の良否
- キ その他必要な事項

(2) 防火水槽

- ア 位置の確認
- イ 基礎の検査（基礎碎石及び基礎コンクリート）
- ウ 底部及び壁体の配筋検査（二次製品は除く。）
- エ 天井の配筋（二次製品は除く。）
- オ コンクリート打ち内面の状況及び防水塗装の状況。二次製品については、目地のシーリング状況等の防水加工の状況
- カ 仕上がり状況及びはしごの取付状況並びに底設ピットの状況
- キ 二次製品の場合は、型式認定番号の確認
- ク 漏水検査は、防火水槽を満水にした時点で水位を測定し、3日以上経過した後再び水位を測定するとともに、部材結合部等からの漏水の有無を目視する。
- ケ その他必要な事項

(完成検査)

第7条 完成検査は、次に掲げる事項について検査するものとする。

(1) 消火栓

- ア 蓋の開閉状況及び地盤面とのすり合わせ状況

イ 静水圧測定

ウ 標識又は路面標示の確認

(2) 防火水槽

ア 蓋の開閉状況及び地盤面とのすり合わせ状況

イ 標識又は路面標示の確認

2 中間検査又は完成検査の結果、工事が同意申請書どおりに行われていないとき又は設置基準に適合しないときは、直ちに改修させるものとする。

(完成検査済証の交付)

第8条 完成検査の結果、設置基準に適合していると認められるときは、消防施設完成検査済証（第7号様式）を申請者に交付するものとする。

(管理)

第9条 計画法第39条に定める消防施設の管理は、完成検査に合格した日から帰属完了日までは申請者が管理し、帰属完了日からは防府市が管理するものとする。

(協定書の締結)

第10条 第3条第1項第5号の規定による協定書（第8号様式）の締結は、工事着手届出後、直ちに行うものとする。

2 計画法第39条及び第40条に規定された別段の定めにより、防府市に管理及び帰属しない場合は、完成検査に合格した日以降、協定書（第8号の2様式）を締結するものとする。

(帰属)

第11条 計画法第40条の規定により防府市に帰属される消防施設及び消防施設の用に供する土地については、開発行為の工事が完了した日以降、直ちに防府市に帰属するものとする。

(占有許可等)

第12条 防府市に帰属された防火水槽及び標識（消火栓標識も含む。）については、その用地が消防本部所管用地を除き、用地を所管する管理者に対して、関係法令等に定められた占有等の許可を得ること。

(権利委譲の届出の処理)

第13条 開発行為の施工前及び施工途中で申請者の地位継承があったときは、

遅滞なく地位継承届（第9号様式）に県知事の地位継承承認書の写しを添付して提出させるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

別表

消防施設の設置基準

<p>1 消防施設は、消防法第20条第1項の規定に基づく消防水利の基準に規定する消防水利のうち、消火栓又は防火水槽とする。</p>
<p>2 消防施設の設置及び位置</p> <p>(1) 防府市における開発行為の適用は、宅地造成等規制法に基づく開発行為で、その面積が1,000㎡以上のものに適用する。</p> <p>(2) 開発区域を半径120mの円で包含でき、かつ、警防活動上支障のない場所に消防水利を設置すること。</p> <p>ただし、消防水利を私有地内に設置する場合で、消防活動上又は維持管理上、支障が生じるおそれがあるときは、警防課で協議し設置場所の変更又は直近の公道若しくは官地に設けることができる。</p> <p>(3) 既存の消防水利により開発区域内が包含できる場合であっても、鉄道、幹線道路、河川、擁壁、がけ等によりホースを延長することが困難又は分断される場合は、消防水利を設置するものとする。</p> <p>(4) 開発区域の未包含部分は、開発面積の10%未満とするが、その部分の面積合計が1,000㎡以上の場合は消防水利を設置しなければならない。</p> <p>(5) 開発区域内の消防水利が消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。</p>
<p>3 消防水利標識の設置</p> <p>消防法第20条第2項の規定に基づく消防水利標識(別図第1、別図第2)を設置するものとする。</p> <p>ただし、標識を設置することにより、交通障害や歩行障害のおそれ、その土地の景観を損なう等の申し出があったときは、路面標示(別図第3、別図第3の2)とすることができる。</p>
<p>4 消防水利の給水能力</p> <p>消防水利は、常時貯水量が40㎡以上又は取水能力が毎分1㎡以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものとする。</p> <p>(1) 消火栓は、呼称65の口径を有するもので、管径150mm以上に取り付けられているものであること。</p> <p>ただし、管網の1辺の長さが180m以下となるように配管されている場合は、管径75mm以上とすることができる。</p> <p>(2) 管径150mm以上の配管から分岐された管径75mm以上の枝状配管の場合、分岐から直近に配置された消火栓は消防水利として取り扱うものとする。</p> <p>ただし、管径75mmの枝状配管にあっては、分岐から180m以内に消火栓を設置するものとする。</p>

(3) 既に設置されている公設消火栓は、前記の基準に適合していない場合でも消防施設と認めるものとする。

(4) その他、消防水利の給水能力については、消防関係法令及び水利基準の定めによるもののほか、警防課内において協議し消防水利の給水能力を有するものであれば、消防水利として取り扱うものとする。

5 消火栓は、次のとおりとする。

(1) 消火栓は、日本水道協会の水道用地下式消火栓規格のものとする。

(2) 消火栓本体上部から蓋の底面までは、概ね5cmから15cmまでとし、栓の中心部がバルブと放水口の概ね中心となるように設置すること。(別図第4)

(3) 消火栓栓は、路面との段差がないように調整すること。

(4) 消火栓本体の下に、粒度調整砕石を20cm以上敷き、十分転圧し、地盤沈下を防止すること。

6 防火水槽は、次のとおりとする。

(1) 防火水槽は、消防防災施設整備費補助金交付要綱第4条に定めるもの又は(財)日本消防設備安全センターの行う二次製品防火水槽の型式認定を受けたものとする。

(2) 貯水量は常時40m³以上を有すること。

(3) 基礎砕石にあつては厚さ20cm以上、基礎コンクリートにあつては厚さ15cm以上とする。ただし、二次製品で、当該製品の仕様に数値が規定されているときは、この限りでない。

(4) 吸管投入孔は、2か所とする。

(5) はしごは、1か所以上設けること。

7 消防水利の免除

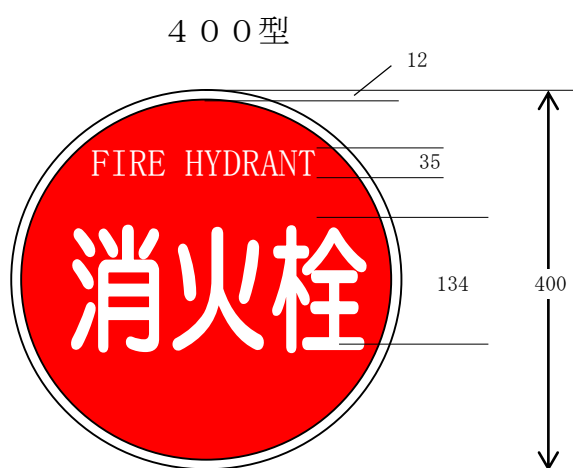
(1) 当該開発行為と既に同意書が交付された開発行為とが同一地域を形成することとなる場合において、開発行為者等が同一の者であるときは、これら開発行為を同一開発行為とみなして、消防に必要な水利が十分であると認めるときは、消防水利の設置を免除することができる。

(2) 開発区域周囲の消防水利で包含できるとき。

ただし、既存の消防水利により開発区域内が包含できる場合であっても、鉄道、幹線道路、河川、擁壁、がけ等によりホースを延長することが困難又は分断される場合は、消防水利を設置するものとする。

(3) 1,000m²未満の開発行為

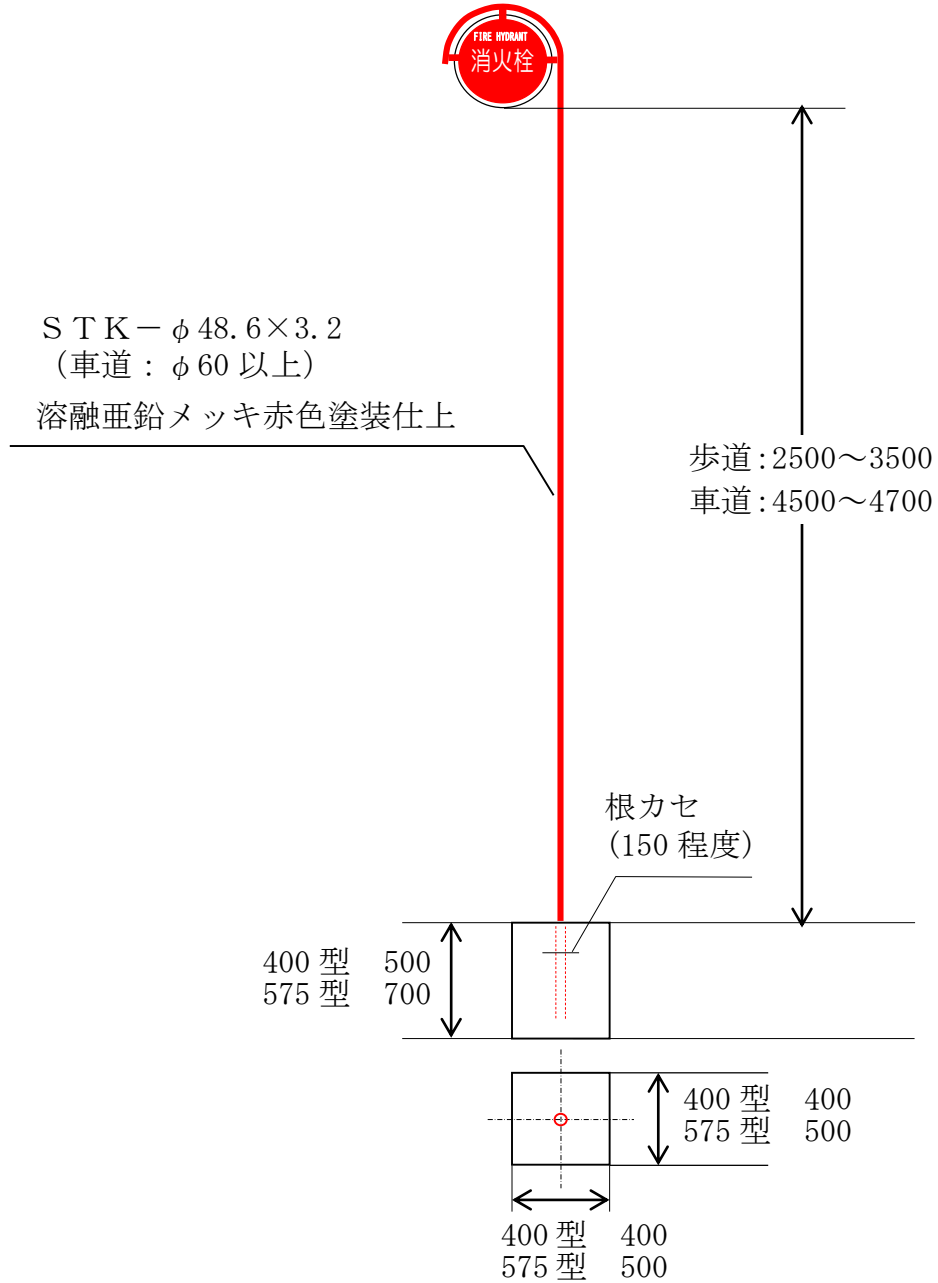
別図第1



[単位: mm]

歩道は400型、車道は575型とする。
文字は消防水利の種類により読み替えるものとする。
文字幅等は概ねとする。
色彩は、文字及び縁を白色、地を赤色とする。

消防水利標識姿図

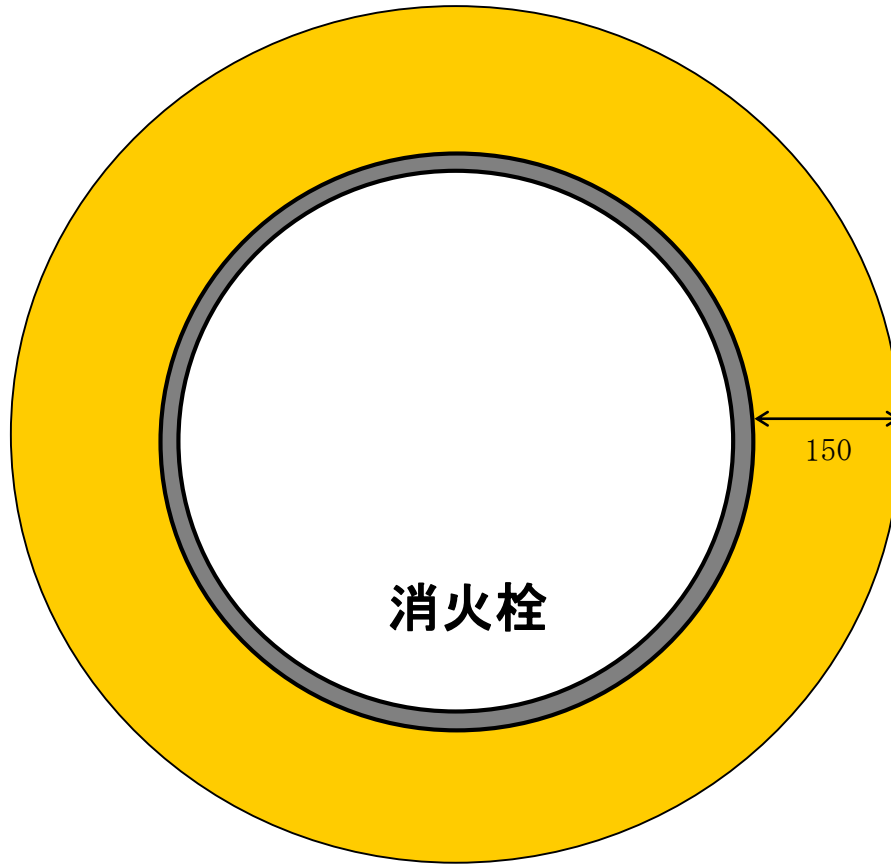


[単位: mm]

詳細については、事前に消防本部と協議すること。

別図第3

路面標示仕様書

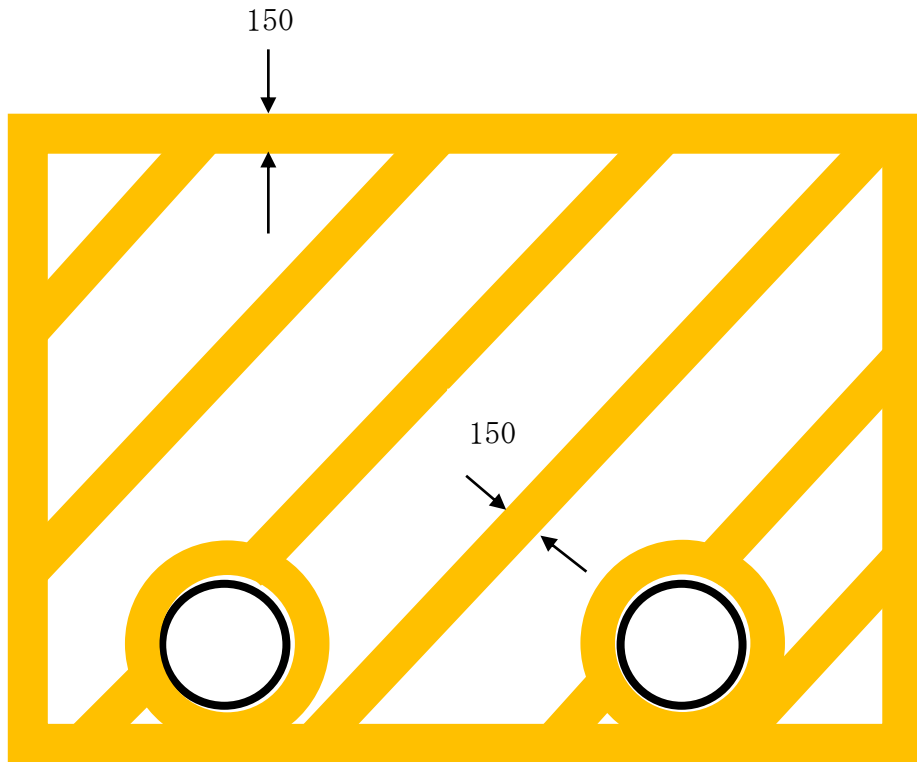


[単位: mm]

黄色の蛍光ビーズ入り焼き付け塗装仕上げ

※消火栓蓋に、コンクリートの枠がある場合は、枠の外側に標示すること。

路面標示仕様書

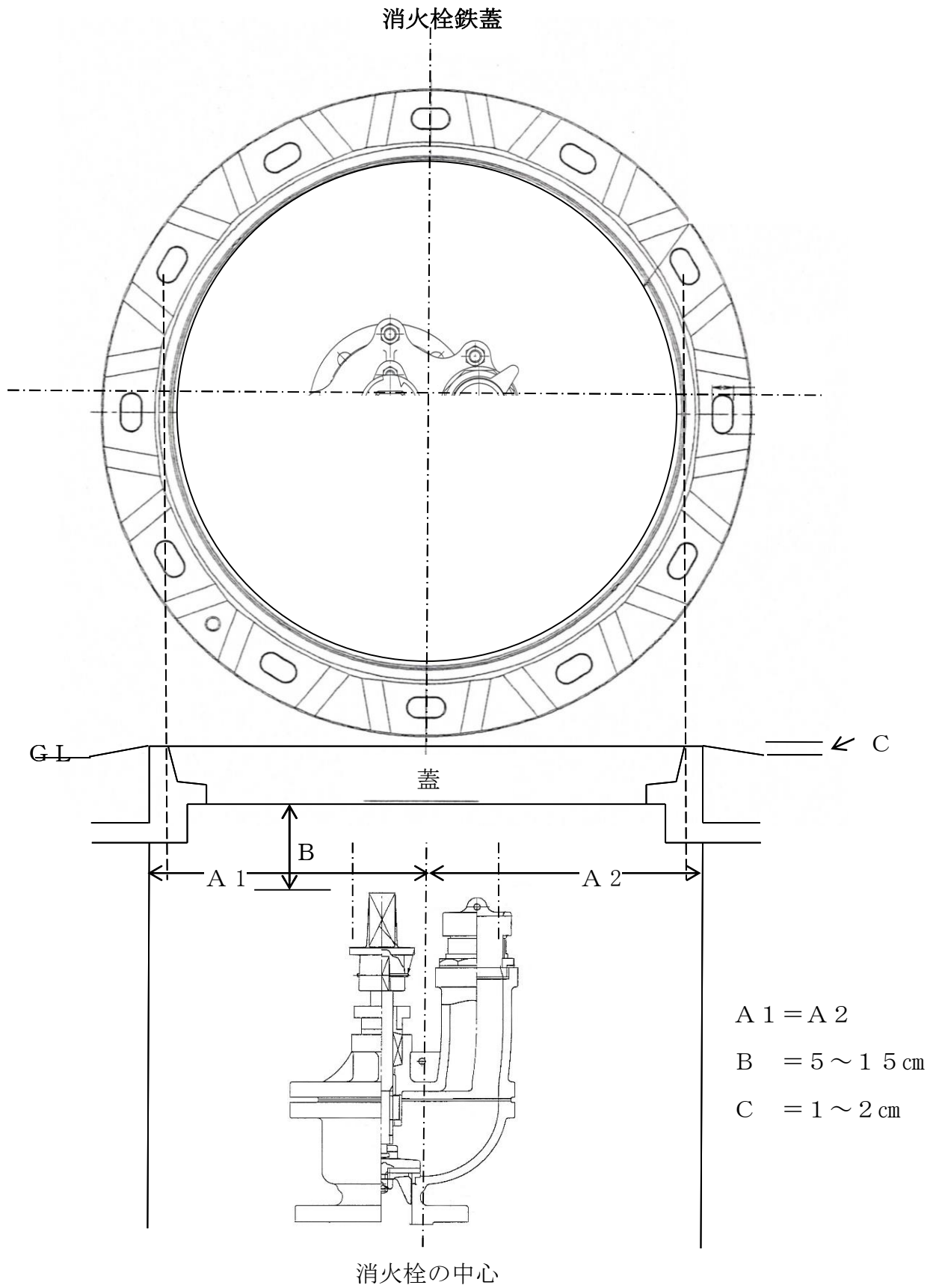


防火水槽

[単位: mm]

黄色の蛍光ビーズ入り焼き付け塗装仕上げ

別図第 4



第2号様式

防消本警第 号
年 月 日

様

防府市消防長 印

開発行為施行に関する同意書

都市計画法第32条の規定に基づき、 年 月 日付けで申請の
あった下記の開発行為施行に同意します。

記

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
- 2 開発区域の面積
- 3 予定建築物の用途

※同意条件

第3号様式

開発計画事前協議報告書整理表

番号	協議年月日	協議者	開発場所	面積 (m ²)	消 防 意 見	担当者	備 考

第4号様式

警 防 課						月
合 議	取扱者	主任	係長	課長補佐	課長	
						日

開発計画事前協議報告書

開発行為に伴う消防施設の設置に関する協議をしましたので、その結果を報告します。

1 協議日時	年 月 日 () 時 分から 時 分	
2 協議者	氏 名	
	住 所 TEL ()	
3 開発場所	住 所	
	面 積	m ²
4 協議事項	種 類 及び個数	
	帰属時期	
	手 続 き	
	協 定 書	
5 消防からの 意見		
6 その他		

第5号様式

消防施設工事着手届出書

年 月 日

(宛先) 防府市消防長

届出者 住所

氏名

(TEL)

このたび開発行為により、下記のとおり消防施設の工事に着手しますので届け出ます。

記

開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号			
同意の年月日及び番号	年 月 日 第 号			
開 発 場 所				
消 防 施 設 の 種 類	防火水槽 基 ・ 消火栓 基			
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日			
中間検査予定年月日 (工程ごとに連絡してください。)	1回	年 月 日 時 分頃	工程	
	2回	年 月 日 時 分頃	工程	
	3回	年 月 日 時 分頃	工程	
	4回	年 月 日 時 分頃	工程	
	5回	年 月 日 時 分頃	工程	
	6回	年 月 日 時 分頃	工程	
工 事 施 工 者	所在地及び名称			
	代 表 者 名			
	工事現場管理者名		TEL	

第6号様式

消防施設完成検査申請書

年 月 日

(宛先) 防府市消防長

申請者 住所

氏名

(TEL)

このたび開発行為により、下記の消防施設の工事が完了しましたので関係書類を添付して完成検査を申請します。

記

同意の年月日及び番号		年 月 日 第 号	
開 発 場 所			
消 防 施 設	防 火 水 槽	基	<input type="checkbox"/> 現場打ち <input type="checkbox"/> 二次製品 その他 ()
	消 火 栓	基	配管径 mm その他 ()
完 成 検 査 予 定 日 時		年 月 日 時 分頃	
工 事 施 工 者	所在地及び名称 代 表 者 名		
	工事現場管理者名		TEL

第7号様式

防消本警第 号
年 月 日

消 防 施 設 完 成 検 査 済 証

様

防府市消防長

印

下記の消防施設は、開発行為に伴う同意又は協議に関する事務処理要綱に規定する消防施設の設置基準に適合していることを証明します。

記

開 発 場 所		
消 防 施 設	種 別	
	構造・規格	
	数 量	
施 工 者	住 所	
	氏 名	
完成検査年月日		年 月 日

第8号様式

開発行為に伴い設置した消防施設の管理及び帰属等に関する協定書

都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づき設置する消防施設及び消防施設の用に供する土地の管理及び帰属等について、防府市（以下「甲」という。）と申請者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、開発行為に伴う同意又は協議に関する事務処理要綱（平成5年11月1日制定。以下「要綱」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が設置した消防施設及び消防施設の用に供する土地の維持、管理、帰属及び使用について必要な事項を定めるものとする。

（施設）

第2条 この協定の対象となる施設は次のとおりとする。

- （1）所在地
- （2）消防施設の種類
- （3）標識

（維持・管理）

第3条 消防施設及び消防施設の用に供する土地は、要綱第8条で規定する完成検査済証が交付された日から帰属までの間は乙が維持・管理し、帰属手続が完了した後は甲が維持・管理する。

（費用の負担）

第4条 消防施設及び消防施設の用に供する土地の維持・管理に要する費用は前条の維持・管理する者が負担する。

（使用）

第5条 消防施設及び消防施設の用に供する土地を使用する権利は、完成検査に合格した日から甲に属する。

（帰属）

第6条 甲に帰属される消防施設及び消防施設の用に供する土地は、開発行為の工事が完了した日以降、直ちに甲に帰属する。

（地下埋設の防火水槽）

第7条 乙は、地下に埋設された防火水槽は、帰属完了後においても機能を損なわない範囲において道路等として使用できる。

（譲渡）

第8条 乙は、この開発行為の権利を第三者に譲渡しようとするときは、この協定書によって生ずる甲の権利及び義務を当該譲受人に継承させるものとする。

2 乙は、前項の譲渡をしたときは、遅滞なく要綱第13条の規定より甲に届け出なければならない。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 防府市
防府市長

印

乙 住 所
氏 名

印

第8号の2様式

開発行為に伴い設置した消防施設の管理等に関する協定書

都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づき設置する消防施設の管理等について、防府市消防本部（以下「甲」という。）と申請者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、消防法（昭和23年法律第186号）第30条第2項及び開発行為に伴う同意又は協議に関する事務処理要綱（平成5年11月1日制定）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が設置した消防施設及び消防施設の用に供する土地の維持、管理及び使用等について必要な事項を定めるものとする。

（施設）

第2条 この協定の対象となる施設は次のとおりとする。

- （1） 所在地
- （2） 消防施設の種類
- （3） 標識

（維持・管理）

第3条 乙は、善良な管理者の注意をもって、消防施設及び消防施設の用に供する土地の維持・管理に関する一切の業務を行い、常時使用可能な状態にしておかななくてはならない。

（費用の負担）

第4条 消防施設及び消防施設の用に供する土地の維持・管理に関する業務に要する費用は、全て乙の負担とする。

（使用）

第5条 甲は、火災及びその他の災害が発生したとき、乙の承諾を得ることなく消防施設及び消防施設の用に供する土地を使用することができる。

（廃止等）

第6条 乙は、消防施設及び消防施設の用に供する土地を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

（損害賠償等）

第7条 消防施設及び消防施設の用に供する土地の設置又は管理の瑕疵等により第三者に損害を生じたときは、乙がその責めを全て負うものとする。

（譲渡）

第8条 乙は、消防施設及び消防施設の用に供する土地の所有権等を第三者に譲渡しようとするときは、遅滞なく甲へ届け出るとともに、当該譲受人にこの協定書の再締結を行わせなくてはならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から乙がその管理する消防施設の用途を廃止する日までとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 防府市
防府市消防長 印

乙 住 所
氏 名 印

第9号様式

地 位 継 承 届

年 月 日

(宛先) 防府市消防長

届出者 住所

氏名

(TEL)

年 月 日付け防消本警第 号により同意された、開発行為の地位を継承したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 開発区域

2 地位継承承認書の写し 1通 別紙